

令和5年5月16日

学生・教職員の皆様へ

山陽小野田市立山口東京理科大学

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から感染法上の分類を季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に変更となりました。

本学では、新型コロナウイルス感染症の発生以来、感染予防を行ってまいりましたが、5月8日以降は、政府の対策本部及び都道府県の対策本部の廃止に併せて、新型コロナウイルス対策本部を解散するとともに、これまでの新型コロナウイルスへの対応方針を廃止いたします。

しかし、新型コロナウイルスの感染が収束したわけではありません。学生及び教職員の皆様におかれましては、各自が日常生活に基本的な感染対策を取り入れるとともに、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、周囲への配慮も継続したうえで行動いただくようお願いいたします。